

商 品 名 (愛 称)	(17)フリーローンモア
------------------	--------------

ご利用いただける方	・下記のすべての条件を満たし、保証会社（株式会社オリエントコーポレーション）の保証が受けられる個人の方。
	(1) 満20歳以上、完済時満76歳未満の方。
	(2) 安定継続した収入を有する方。
お 使 い み ち	・自由（ただし、「事業性資金」、「当金庫消費者ローンのみの借換資金」は対象外とします。）
ご 融 資 限 度 額	・10万円以上500万円以下（1万円単位）
	・300万超の申込みは所得証明書類（写）が必要です。
	・主婦・パートについては30万円以下とします。（ただし、配偶者に定期収入のある方に限ります。）
ご 利 用 期 間	10年以内（1ヶ月単位）
ご 融 資 利 率	・固定金利（ご利用利率に保証料を含みます。）
	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
	・審査によってご利用利率が異なります。（ご利用利率は5段階となっております。）
ご 返 済 方 法	・元利均等毎月返済
	・元利均等毎月返済と元利均等半年ごとの増額返済。ただし、半年ごと増額返済の元金は融資金額の50%以内とします。
保 証 人 ・ 担 保	・株式会社オリエントコーポレーションの保証付で、担保・保証人は不要です。 ただし、保証会社が必要と認めた場合には保証人が必要です。
保 証 料	・保証料は、ご利用利率に含みます。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：089-946-1203）にお申し出ください。
	紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
	・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お申し込みの際は、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。 ・当金庫の会員となれる方 <ul style="list-style-type: none"> (1)当金庫の地区内に住所または居所を有する方。 (2)当金庫の地区内において勤労に従事する方。 (3)当金庫の地区内において事業所を有する方。 <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資させていただく事が可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。</p>